

食品営業許可更新手続きのお知らせ

食品衛生法の規定に基づき、中和保健所より営業許可を受けている方へ
営業を継続するには営業許可の更新手続きが必要です。下記の内容にご注意いただき手続きをお願いします。

記

- 有効期限までに更新手続きが必要です。手続き後に施設の更新時立入検査がありますので期日に余裕を持って手続きを行って下さい。
- 更新手続きは、下記に指定した場合を除き、許可証に記載された有効期限の2ヶ月前からの手続きが可能です。
- なお、下記の日程で更新受付を行いますので手続きを行って下さい。期日中に都合が悪く手続きできない方は、中和保健所衛生課までご連絡下さい。
- 更新手続きには次のものをご用意ください。
 - ① 現在の営業許可証
 - ② 更新手続き手数料（業種により手数料が異なりますので「食品営業関係手数料一覧」でご確認ください）
 - ③ 食品衛生責任者の資格を証する書類

※廃業されている場合は、許可証を持参し、営業廃止届を提出してください。

※営業者・食品衛生責任者・施設などに変更がある場合は、新たな申請または届出が必要です。

施設の所在地	許可証の有効期限	左記の「所在地」及び「有効期限」の方に対する更新受付日時及び場所
北葛城郡 王寺町	令和8年10月31日 (平成38年10月31日)	令和8年9月15日（火）～9月18日（金） (土日祝は除く) 9～12時／13時～16時 中和保健所衛生課

奈良県中和保健所 衛生課
634-8507 橿原市常盤町 605-5
電話(0744)48-3032（王寺町担当）